

ご存じですか？

”特定開発行為許可制度”

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域において開発行為を行う際には、『土砂災害防止のため』知事の許可が必要になる場合があります。



以下の全てに該当する場合は、「特定開発行為」に該当します。

- 1 都市計画法における「開発行為」に該当する。
- 2 分譲住宅、賃貸住宅、老人福祉施設などを建築する予定である。
- 3 予定建築物の位置が土砂災害特別警戒区域内にある。

Q1「特定開発行為」とは何ですか？

A1 愛知県では、土砂災害から住民の方々の生命等を守るために、土砂災害防止法に基づき土砂災害のおそれのある区域（**土砂災害警戒区域**）と住民の生命または身体に著しい危害が生じる可能性のある区域（**土砂災害特別警戒区域**）を指定しています。このうち**土砂災害特別警戒区域**内において都市計画法第4条第12項に基づく**開発行為**を行う場合、その予定建築物の用途が制限用途と呼ばれる特定の用途である開発行為を「**特定開発行為**」といいます。

特定開発行為判定フロー

都市計画法第4条第12項に基づく開発行為である。

No

Yes

開発区域内に土砂災害特別警戒区域が存在する。

No

Yes

予定建築物の用途が制限用途に該当する。

No

Yes

予定建築物の敷地が土砂災害特別警戒区域にかかる。

No

土砂災害防止法に基づく**許可は不要**※1

Yes

特定開発行為に該当するため**許可申請が必要**。※2

※1 都市計画法、建築基準法など他法令に基づく手続きが必要な場合があります。

※2 申請書様式等の詳細は、愛知県砂防課のホームページをご覧ください。

愛知県 砂防課 検索

開発地を所管する県建設事務所にご相談のうえ、許可申請書を提出して下さい。



対策工事には、土留工やのり面保護工、待受け式擁壁工などによる対策工事のほか、のり切りや盛土により急傾斜地を除去する対策も考えられます。



- 特定開発行為に該当する場合は、**土砂災害を防止するための対策工事等**が必要です。
- 対策工事等の計画が、政令で定める技術的基準に適合していると認められ、**知事の許可を得なければ特定開発行為に着手することはできません。**
- 対策工事等のすべてが完了した後、工事完了の届出を行い、**完了検査に合格しなければ、予定建築物を建築することはできません。**

Q2「制限用途」とは何ですか？

A2 土砂災害防止法第9条第2項に規定する「制限用途」とは、次のア～オまでのいずれかに該当するものをいいます。また、これらに該当する予定建築物を特定予定建築物といいます。



ア 分譲住宅、賃貸住宅、社宅などの住宅。
(自己の居住の用に供する住宅は対象外)



イ 防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設。
(例) 老人ホーム、児童福祉施設など



ウ 特別支援学校および幼稚園



エ 病院、診療所および助産所



オ ア～エまでの用途でないことが確定していないもの

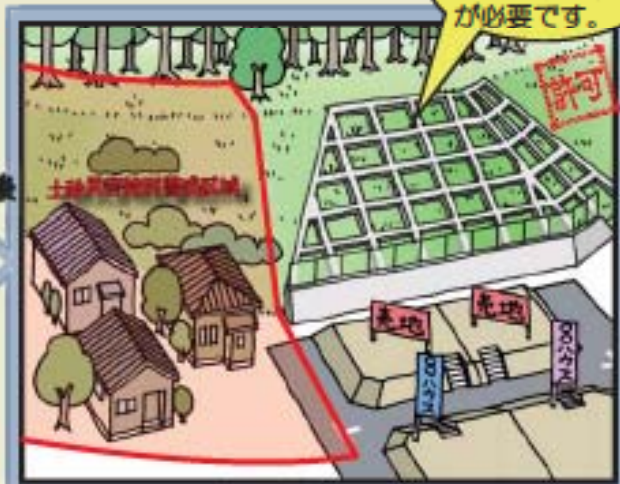
特定開発行為のイメージ

特定開発行為に該当する場合



土砂災害特別警戒区域内に分譲宅地を計画するとき

対策工事等の事例



特定開発行為に該当しない場合



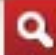
自己用の住宅など制限用途でないとき



制限用途であっても土砂災害特別警戒区域の範囲外であるとき

Q3 どこで「土砂災害特別警戒区域」のことがわかりますか？

A3 愛知県 HP より **マップあいち** で確認してください。

愛知県内の土砂災害危険箇所^{※3}と、これまでに指定した土砂災害特別警戒区域等の位置をインターネットで確認することができます。開発行為を行う場所が土砂災害特別警戒区域に指定されていないか確認してください。

マップあいち  からアクセスできます。

くらし・安全  **土砂災害情報マップ** 



「土砂災害情報マップ」をクリックして、地図や住所検索から土砂災害危険箇所が確認できます。

さらに警戒区域等をクリックすると詳しい指定書類 (PDFファイル) が見られます。

※3 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の総称。

問い合わせ先

お近くの県建設事務所、若しくは県庁建設部砂防課まで

所管区域	事務所名	電話	所在地
名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知県、西春日井郡	尾張建設事務所	052-961-4421	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡	一宮建設事務所	0586-72-1415	〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4
津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	海部建設事務所	0567-24-2162	〒496-8533 津島市西柳原町1-14
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	知多建設事務所	0569-21-9075	〒475-0828 半田市埴穂町2-2-1
岡崎市、額田郡	西三河建設事務所	0564-27-2758	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4
西尾市	〃 西尾支所	0563-56-0145	〒445-0071 西尾市熊味町北十五夜21-1
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	知立建設事務所	0566-82-6461	〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124
豊田市(旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村)、みよし市	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319	〒471-0867 豊田市常盤町3-28
豊田市(旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稻武町)	〃 足助支所	0565-62-0047	〒444-2424 豊田市足助町岡田3-1
新城市	新城設楽建設事務所	0536-23-8690	〒441-1354 新城市片山字西野畑532-1
北設楽郡	〃 設楽支所	0536-62-1311	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田6-18
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河建設事務所	0532-52-1332	〒440-0801 豊橋市今橋町6